

様式第2号（第4条関係）

公園事業執行認可申請書

年 月 日

岡山県知事 殿

申請者

住	所	
氏	名	
〔 法人にあつては，名称〕 及び代表者の氏名		
電	話	番
号	()	—

県立自然公園内において公園事業を執行したいので、岡山県立自然公園条例（昭和 48 年岡山県条例第 34 号）第 9 条第 3 項の規定により、次のとおり申請します。

公園施設の種類			
公園施設の位置		地目	
公園施設の規模・構造			
公園施設の管理 又は経営の方法	経営方法	直営 委託（受託者住所・氏名： ）	
	料金徴収	有 （標準的な額： 円） 無	
	供用期間	通年 季節（供用期間：毎年 月 日から 月 日まで）	
公園施設の供用開始予定年月日	年 月 日		
工事施行の予定期間	認可の日から 日以内に着手 年 月 日までに完了		
備考			

(備考) (様式第2号)

- 1 添付書類、図面及び写真(ただし、運輸施設に関する公園事業にあっては(4)、(5)、(6)、(7)、(10)イに掲げる書類を除く)
 - (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図
 - (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000以上の概況図及び天然色写真
 - (3) 公園施設の規模及び構造(運輸施設にあっては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺1:1,000以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1:1,000以上の配置図
 - (4) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額並びにその内訳を記載した書類
 - (5) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書並びに収支予算書
 - (6) 事業資金を調達することができることを証する書類
 - (7) 工事の施行を要する場合にあっては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
 - (8) 工事の施行を要する場合にあっては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1:1,000以上の図面並びに工事の施工によって発生する廃材又は残土の処理の方法を明らかにした書類
 - (9) 個人にあっては、次に掲げる書類
 - ア 住民票の写し
 - イ 直前三年の各事業年度における確定申告書
 - (10) 法人にあっては、次に掲げる書類
 - ア 定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
 - イ 直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書(設立後三年を経過していない法人にあっては、設立後の各事業年度に係るもの)
 - (11) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
 - (12) 規則第二条第三号に掲げる宿舎に関する公園事業であって、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあっては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類
 - (13) 公園事業の執行に関し土地収用法(昭和26年法律第219号)の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあっては、その収用又は使用を必要とする理由書
- 2 記入上の注意
 - (1) 申請文の「 県立自然公園」の箇所には、当該自然公園の名称を記入すること。
 - (2) 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路(車道)、〇〇宿舎等の当該公園事業の名称及び岡山県立自然公園条例施行規則第2条に規定する公園施設の種類を記入すること。
 - (3) 「公園施設の位置」欄には、市郡区町村、大字、小字、地番(地先)を記入すること。ただし、道路にあっては起終点の位置を記入すること。
 - (4) 「地目」欄には、公園施設の執行に必要な土地について、不動産登記簿に記載されている地目を記入すること。
 - (5) 「公園施設の規模・構造」欄については、以下の事項に留意し、別に定める記載事項を参照の上記入すること。
 - ア 添付書類と照合できるよう詳細かつ明確に記入すること。
 - イ 施設が複数にわたる場合は、個々の施設ごとの規模及び構造を記入すること。
 - ウ 構造については、運輸施設にあっては当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするた

めに必要な事項のみ記入すること。

- (6) 「公園施設の管理又は経営方法」の各欄には以下の事項を記入すること。ただし、運輸施設にあっては、イ、エ及びカを記入することを要しない。

ア 直営又は委託の別

イ 委託する場合にあっては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

ウ 料金徴収の有無

エ 料金を徴収する場合にあっては標準的な額

オ 通年供用又は季節供用の別

カ 季節供用の場合にあってはその供用期間

- (7) 「公園施設の供用開始の予定年月日」欄については、岡山県立自然公園条例施行規則第2条第10号から第12号までの公園施設については記入することを要しない。

- (8) 「備考」欄には、以下の事項を記入すること。

ア 公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否

イ 当該事業の執行（工事の施行を含む。）が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況

ウ 公園施設の通称（予定を含む）がある場合は通称

エ 工事用の仮工作物及び土取り、土捨て等の関連行為がある場合には、その跡地の緑化修景及び整理方法等の概要

- (9) 添付書類のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記入すること。

- (10) 不要の文字は、抹消すること。

3 申請書の用紙の大きさ等

- (1) 用紙の大きさは、図面等やむを得ない物を除き、日本産業規格A4とすること。

- (2) 申請書は、記入内容の量に応じて適宜記入欄の枠を加減し、2枚以上にわたってもよい。